

大隅国正八幡宮社家機構の形成過程

日 隈 正 守

(2007年10月23日 受理)

The Reformation of the Ōsumikoku Syōhachimangū Shrine System

HINOKUMA Masamori

要 約

本稿は、大隅国の国一宮である大隅国正八幡宮において、平安中期～鎌倉前期に至る間に社家機構や支配組織がどのように形成されてきたかという課題について考察したものである。その結果、一一世紀前期九州において国内外の争乱により鎮護国家的性格を有す八幡神が広がっていった事、鹿児島神社に八幡神が合祀されて大隅国正八幡宮が成立した事、鎮護国家的色彩を持つ大隅国正八幡宮と大隅国衙とは緊密な関係を持ち、一一世紀後期以降国衙の庇護の下に社領が設定され正八幡宮の経済基盤が拡充していった事、その結果同時期に正八幡宮の社家機構が整備されていった事、一二世紀初期大隅国内で島津荘域が拡大する事により、その反作用として国衙と結んだ正八幡宮の社領も拡大し、支配機構として正八幡宮政所が成立した事、鎌倉初期幕府の支配が大隅国正八幡宮領に及ぶようになると、正八幡宮は安定した社領支配を行うために支配機構を再編し、正八幡宮公文所を設置した事等を明らかにした。

中世後期へむけての大隅国正八幡宮の社家機構の変質過程については、今後の課題である。

キーワード：鹿児島神社 大隅国正八幡宮 神仏習合 島津荘 大隅国正八幡宮政所 鎌倉幕府
大隅国正八幡宮公文所

はじめに

大隅国桑西郷（現鹿児島県霧島市）に鎮座する大隅国正八幡宮（現鹿児島神宮）は、大隅国一宮であり^①、鎌倉前期においては大隅国内の半分近くを社領化していた。その事は、大隅国建久図田帳から確認される^②。

大隅国正八幡宮には、神官や社僧が存在し、神・仏事や社務等に関与していた。大隅国正八幡宮の神官・社僧機構や社領支配組織の形成過程について、本稿では考察していく。まず最初に研究史

を整理して課題を確認した上で、大隅国正八幡宮の社家機構の形成過程について考察していく。猶本稿では、社家機構という言葉は、神官・社僧組織を含む大隅国正八幡宮全体の組織を指す意味で使用する。

一、大隅国正八幡宮の社家機構に関する研究史

大隅国正八幡宮の社家機構について言及した最古の研究は、管見の限りでは『鹿児島県史』⁽³⁾である。『鹿児島県史』には、天承二年（一一三二）四月二三日付大隅国正八幡宮牒⁽⁴⁾にもとづき、署判した神官達を列挙して大隅国正八幡宮の神官・社僧達の多さを示し、大隅国建久図田帳の記載に基づき大隅国正八幡宮関係の宮方武士の存在を指摘している。また中野幡能氏は、『八幡信仰史の研究（増補版）』⁽⁵⁾において、前述天承二年（一一三二）四月二三日付大隅国正八幡宮牒の署判者を分析する事により大隅国正八幡宮神官・社僧等の概要を示すとともに、大隅国正八幡宮の神官・社僧等の組織は石清水八幡宮よりも宇佐八幡宮に近い事を指摘している。しかし『鹿児島県史』や中野氏の研究は、大隅国正八幡宮社家機構に関しては研究の出発点を示すものであり、素描に留まっていた。

大隅国正八幡宮社家機構に関する本格的な研究は、五味克夫氏により行われた。五味氏の「大隅国正八幡宮社家小考」⁽⁶⁾では、大隅国正八幡宮領の広さと宮領の拡大時期における大隅国正八幡宮執印行駕の果たした役割、大隅国正八幡宮発給文書分析による正八幡宮の神官・社僧分析、大隅国正八幡宮四社家である桑幡・沢・留守・最勝寺家の分析と中世後期における社家機構の変遷過程を解明されている。五味氏はこの後大隅国正八幡宮社家酒井氏に関する史料紹介⁽⁷⁾や酒井氏の社家としての性格分析⁽⁸⁾、大隅国正八幡宮関係史料紹介等⁽⁹⁾を行っている。五味氏の研究により、大隅国正八幡宮の社家研究について基礎となる史料はほぼ出揃い、中世の大隅国正八幡宮社家機構について、多くの事が解明された。但し大隅国正八幡宮が大隅国一宮化する平安後期における社家機構の形成過程については、今後解明していく必要がある。

五味氏の後、野崎道雄氏が大隅国正八幡宮社家について、「明治維新当時鹿児島神社旧社家他」⁽¹⁰⁾や室町・戦国期の文書を使用し検討を加え、又前述天承二年（一一三二）四月二三日付大隅国正八幡宮牒の署判者を分析している⁽¹¹⁾。野崎氏は、平安期と明治初期の大隅国正八幡宮社家について言及しているが、平安期から明治初期に至る間の大隅国正八幡宮社家機構の変遷過程については触れていない。また『(合併三〇周年記念) 隼人郷土誌』⁽¹²⁾では、『鹿児島県史』の記述に基づいた記載があるとともに、「明治維新当時鹿児島神社旧社家他」を使用して、大隅国正八幡宮社家機行について説明している。しかし何れも大隅国正八幡宮に平安期又は明治初期に存在した社家の紹介に留まり、社家機構の歴史的変遷については分析されていない。

私は、大隅国正八幡宮が大隅国一宮化する過程の中で、中世的社家機構が形成されていく時期について考察した事がある⁽¹³⁾。しかし今から考えると神官組織の形成時期に言及しただけで、政所・

公文所等の支配機構の形成過程については考察が不十分である等課題が残るものであった。

中世後期大隅国一宮大隅国正八幡宮における社家機構の変質過程については、近年福島金治氏の研究が公刊された⁽¹⁴⁾。福島氏の研究は、変質期における大隅国一宮大隅国正八幡宮の社家機構について、緻密で有益な分析を行っている。

大隅国正八幡宮の社家機構については、社家機構形成期である平安期の実態を明らかにする必要がある。また併せて大隅国正八幡宮領の形成にともない、支配機構が整備されていく過程を解明する必要がある。

本稿では、中世前期における大隅国一宮大隅国正八幡宮の社家機構がどのような経緯を経て形成され、支配機構が整備されてきたかを明らかにする事を目的とする。

二、鹿児島神社の八幡宮化と社家機構の形成過程

本章では、鹿児島神社の八幡宮化と社家機構の形成過程について検討していく。

大隅国正八幡宮の前身は、鹿児島神社であると考えられる⁽¹⁵⁾。鹿児島神社は、現在の桜島を祀った神社であり⁽¹⁶⁾、大隅・薩摩・日向三箇国内の式内社の中で唯一の大座である⁽¹⁷⁾。式内社を記載した『延喜式』神名帳が編纂された一〇世紀前期⁽¹⁸⁾には、鹿児島神社は大隅・薩摩・日向三箇国内で最有力な神社であったと考えられる。当該期鹿児島神社は、大隅国衙と密接な関係を有していたと推測される。この時期鹿児島神社は、鎮座地であり大隅国衙も存在していた桑原郡⁽¹⁹⁾内に、国衙の庇護により幾らかの社領を得ていた可能性があると考えられる。

鹿児島神社が神仏習合の神社であったか否かは、詳かではない。しかし恐らく鹿児島神社の社家は主に神官により構成され、初步的な社家機構が存在していたと推測される。

鹿児島神社は、八幡神が合祀され八幡宮化したと考えられる。その事を示す史料として、石清水八幡宮文書目録⁽²⁰⁾がある。同文書目録の中で本稿関係部分を、史料①として掲げる。

史料①

- 元命 大隅八幡別宮檢知府宣 長元七年
- 清成 壱岐嶋八幡宮雜務府宣 天喜三年
- 同人 肥前千栗八幡宮雜務府宣 同年
- 同人 筑前大分宮并宇美雜務府宣 同年
- 同人 豊前香春社雜務府宣 同年
- 同人 筑前国菅崎大檢校
- 同人 宇佐牒忽檢校付府宣
- 同人 宇佐本寺本社雜務

同人 府宣大隅宇佐末寺末社雜務
同人 府宣日向宇佐末寺末社雜務
同人 対馬宇佐末寺末社雜務

史料①は文書目録の中で、元命と清成が、西海道諸国内に鎮座する八幡宮に対する支配権を朝廷や大宰府から認められた部分である。史料①から、この時期以前に西海道諸国に八幡宮が勧請されていた事が分かる。一一世紀前期～中期以前に西海道諸国において八幡宮が勧請された理由は、南島人の襲撃事件や刀伊の入寇等対外勢力の侵入や平季基の大隅国衙焼き討ち事件²¹⁾等の影響によると考えられる²²⁾。

元命は、宇佐八幡宮の神宮寺である宇佐弥勒寺の講師である。清成の父であり、一一世紀前期における中央政府の有力者である藤原道長と深い関係を有していた²³⁾。史料①の冒頭に記載されているように、長元七年（一〇三四）元命は大隅国内の八幡宮の別宮に対する支配権を大宰府から認められている。この時期大隅国内に存在していた八幡宮の別宮は、後の大隅国正八幡宮を指していると考えられる²⁴⁾。故に鹿児島神社は長元七年以前、恐らくは一〇世紀末～一一世紀初期に八幡神を合祀し八幡宮化したと考えられる。

鹿児島神社の八幡宮化により、大隅国正八幡宮と大隅国衙との関係は緊密になったと考えられる。鎮護国家的色彩を強く持つ八幡宮²⁵⁾として、大隅国正八幡宮は大隅国衙の支配安寧を祈願する神事を行っている²⁶⁾。大隅国衙は、大隅国正八幡宮の鎮座地である桑原郡や鹿児島神の起源である覺嶋（現在の桜島）の田地を寄進した事が推測される。その結果、大隅国正八幡宮の社領が拡大していくと考えられる。一一世紀半ば頃に社領化した地域は、大隅国正八幡宮が鎮座している桑西郷²⁷⁾内の一帯と大隅国衙が存在する桑東郷²⁸⁾、及び大隅国正八幡宮の前身である鹿児島神社の祭神の地である覚嶋（現在の桜島）と姶良庄（莊）であったと考えられる。その後大隅国正八幡宮は、一一世紀末までに大隅国栗野院や蒲生院、薩摩國鹿児島郡荒田莊内の地域、一二世紀初期頃までに鹿屋院恒見・吉田院・加治木郷・禰寝院を社領化したと考えられる²⁹⁾。社領形成とともに、大隅国正八幡宮には社家機構が整備されてきた。大隅国正八幡宮における社家機構の存在を示す最古の史料は、管見の限り応徳四年（一〇八七）二月八日付大隅国正八幡宮惣惣檢校職補任状写³⁰⁾である。同大隅国正八幡宮惣惣檢校職補任状写を、史料②として掲げる。

史料②

「權執印文書」

八幡正宮

永通大徳

右人、補任惣惣檢校職既畢、

応徳四年二月八日

祝部檢校染嶋

惣惣檢校法師大和尚位

主神檢校高白

執印兼講師伝灯大法師位³¹⁾

宮主僧

惣惣檢校惣大掾藤原	宮主僧
御供所檢校仏子	宮主僧
修行所檢校仏子	執當大法師
御馬所檢校大法師 ^(機脚カ)	權座主大師 ^(法脚カ)
御前檢校大法師位	座主大法師
御前檢校大法師位	
御前檢校大法師	
弁印染嶋別吉	
弁印山則永	
弁印山武依	
弁印源為季	
弁印高田為永	
弁印大宅友任	
檢校牛廢道	
檢校法心幸行	
檢校藤井壹依	
別當安口佐具 ^(マサ)	
別當立成 ^(タツ)	
別當藤行正	

史料②の冒頭には「八幡正宮」と記載されている。史料②については、新田八幡宮が発給した文書であると考えた見解も存在する³²⁾。しかし管見の限り新田八幡宮は、「八幡正宮」と称した事はない。「八幡正宮」と称している事から、史料②は大隅国正八幡宮が発給した文書であると考えられる。

史料②に署判している人々の役職名を見ると、弁印・檢校・別當・祝部檢校などの神官が存在している事が確認できる。また同時に惣惣檢校法師大和尚位・執印兼講師伝灯大法師位・御供所檢校仏子・修行（理力）所檢校仏子・御馬所檢校大法師・御前檢校大法師（位）・座主大法師・權座主大法師・執當大法師・宮主僧等の社僧達も存在している。即ち一一世紀末期の時点で、大隅国正八幡宮は神仏習合状態であった事が確認される。

史料②から、一一世紀末期の時点で大隅国正八幡宮においては社家機構が整備されつつある事が分かる。大隅国正八幡宮が社僧・神官両方の構成員を擁した時期は、一一世紀前期鹿児島神社が八幡宮化した時期であると考えられる。そしてこの時期大隅国正八幡宮においては、社僧が神官よりも優位にあり、社僧の代表的存在である執印が大隅国正八幡宮の社務を司っていたと考えられる。

大隅国正八幡宮の社家機構の起源は、鹿児島神社の時期迄遡及すると考えられる。鹿児島神社段

階では簡素な社家機構が存在し、八幡神を合祀した時に神仏習合的色彩を有したと思われる。社領が拡大するにつれて、社家機構も整備・拡大していくと考えられる。一一世紀末大隅国正八幡宮は、大宰府と対立している。大宰大式藤原実政が大隅国正八幡宮の神輿を射危めた件で大隅国正八幡宮から訴えられ、実政は処罰されている⁽³²⁾。この時期大隅国正八幡宮を支援した清円⁽³³⁾は、弥勒寺講師である⁽³⁴⁾。故にこの執印は、宇佐弥勒寺の僧侶である可能性もあると思われる。

また史料②に署判している人々を検討すると、この後大隅国正八幡宮の社務に関与する所司・神官、即ち惣檢校・執印・権惣檢校・御供所檢校・修理所檢校・御馬所檢校・御前檢校・弁印・檢校・別當・座王・権座王・執當・宮主僧・祝部（檢校）等の存在が確認される。この後大隅国正八幡宮の社務に關わる権執印・政所檢校・権政所檢校等は未だ未成立であるが、社家機構の大枠は成立していると考えてよさそうである。大隅国正八幡宮権惣檢校職を大隅国衙の権大掾藤原氏が兼任している事は注目される。大隅國の国一宮である大隅国正八幡宮と大隅国衙の在庁官人との密接な人的関係を示しているのである。

一二世紀前期の鳥羽院政期に大隅国内において島津荘域が拡大し、その反作用で大隅国衙領の大隅国正八幡宮の社領化が進んでいくと私は当初考えていた⁽³⁵⁾。しかし最近大隅国内の島津荘域の拡大時期を一二世紀初頭まで遡及させる事が可能ではないかという指摘を得た⁽³⁶⁾。この指摘は的確なものであり、私も大いに示唆を受けた。大隅国内における島津荘域拡大の時期が一二世紀初頭まで遡るとすれば、大隅国正八幡宮の社領が瀬戸内海等四所別宮以外の地域に拡大していく事も、島津荘域拡大に対する反作用として捉えられると思う。島津荘域拡大に対する反作用で大隅国正八幡宮の社領が拡大を開始した一二世紀初期迄に、大隅国正八幡宮の社領を支配する機構が成立した。社領を支配する政所である。大隅国正八幡宮における政所の存在を示す最古の史料⁽³⁷⁾を、史料③として掲げる。

史料③

八幡正宮

酒井季時

右人補任修理所職、既畢、

保安二年二月二日 祝部漆嶋（花押）

執印伝灯大法師（花押） 権政所息長（花押）

権執印内蔵朝臣（花押） 政所檢校菅野朝臣（花押）

御前檢校大法師 宮主法師

修理所檢校酒井（花押） 宮主法師

御供所檢校平朝臣（花押） 宮主法師（花押）

御馬所檢校藤原 五師大法師（花押）

檢校日下部 権座主大法師（花押）

弁官山

座主大法師（花押）

史料③で署名している人々を史料②と比較してみると、執印職だけではなく権執印職、政所檢校、権政所檢校が設置されている事が分かる。署判した人々の中で、執印が最上位に位置している。また執印職の補佐役として権執印職が置かれている事により、執印の社務管轄権が強化されている事が窺える。また政所檢校職と権政所（檢校）職が置かれている事により、大隅国正八幡宮の社領には保安二年（一一二一）までに政所が置かれている事が分かる。

政所の権限について考察するために、保安二年六月一日付大隅国正八幡宮政所下文⁽³⁸⁾を史料④として掲げる。

史料④

正宮政所下 留守神人等所

可令致早事実者差遣神人等於沙汰禰寢院南保村事、

右件村、貫主親助宿禰先祖相伝私領也、而府御領物并旁負物等、親助其弁無為方之間、適先祖所領也、非可沽与於他人之由申、伯父御馬所檢校頼清所沽渡也、隨任彼渡文旨、無他妨可領掌頼清之由、府国与判明白也、仍年来令領掌之處、親助妹夫薩摩国住人平行道擬成妨之由、有其聞者、事實者、早差遣神人等、可令致沙汰之由、所仰如件、故下、

保安二年六月一日 祝部漆嶋

執印大法師（花押） 権政所檢校息長（花押）

宮主法師（花押）

史料④は、大隅国正八幡宮の政所が発給した文書である。史料④から、政所の構成員は、執印と権政所檢校、祝部と宮主法師である事が分かる。即ち政所は、執印を中心に政所檢校又は権政所檢校と、祝部のような下級神官と宮主法師のような下級社僧により構成されている機関である事が分かる。政所における実質的な判断は、大隅国正八幡宮の社務権を持つ執印が政所檢校や権政所檢校のような実務的神官と相談して決定し、祝部と宮主法師は政所の雑務に關与したと考えられる。

政所の役割は、①社領領主の所領支配の保障、②所領支配権を社領領主が侵害された場合、神人派遣等実力行使による権限回復であると思われる。一二世紀前期に大隅国正八幡宮に政所が設置された理由は、大隅国正八幡宮の社領が島津荘域の拡大に対抗して拡大したために、社領を支配する機関を設置する必要が生じた事、また大隅国正八幡宮の社領の支配が島津荘側等から侵害されないように、大隅国正八幡宮の社領の支配を補強する必要があった事等によると考えられる。

本章では、鹿児島神社が一一世紀前期に九州地方における日本国内外の騒乱を背景に、鎮護国家的色彩を持つ八幡神が合祀され、大隅国正八幡宮となった事、八幡宮化する事により、神官より社僧優位の神仏習合的要素を持つようになった事、一一世紀後期以降次第に社家機構が整備され、一二世紀前期にはほぼ完成した事、一二世紀前期に大隅国正八幡宮の社領を把握し、安定した支配を

行うために政所が設置された事を明らかにした。

三、鎌倉初期大隅国正八幡宮における支配機構の変質

前章で触れたように、一二世紀前期大隅国正八幡宮には政所が設置された。その後大隅国正八幡宮の支配機構については、鎌倉初期に至るまで大きな変化はなかった。しかし鎌倉初期になると、大隅国正八幡宮に公文所が設置されるようになる。大隅国正八幡宮公文所の存在を示す最古の史料は、管見の限りでは文治四年（一一八八）正月一二日付某下文^⑯である。この某下文には、「国分宮内沢氏蔵」と記載されている。沢氏は大隅国正八幡宮社家の一つであるので^⑰、この某下文は大隅国正八幡宮関係文書であると考えられる。この某下文を史料⑤として掲げる。

史料⑤

「国分宮内沢氏蔵」

下 公文所

定補田所職事

僧永耀

右以人、補任件職畢者、可隨彼所堪之状、所仰如件者、神官等宜承知、不可違失、故以下、

文治四年正月十二日

—— 判

—— 判

史料⑤は、僧永耀を田所職に補任した文書である。発給者の項が省略されているので史料⑤の文書の性格はあまり明白にはならないが、この文書の発給対象となった「公文所」とは、大隅国正八幡宮公文所であると考えられる。従って大隅国正八幡宮公文所は、文治四年（一一八八）までに成立していたと考えられる。

史料⑤は、大隅国正八幡宮公文所の上部機関が正八幡宮公文所に発給した文書であると考えられる。故に大隅国正八幡宮公文所の機能として、所職補任の遵行があると考えられる。

また建仁元年（一二〇一）八月 日付大隅国正八幡宮貫首酒井道吉陳状^⑱に「其旨當宮公文所并守護所に訴申此予細之日、依道吉之道理、可停止為宗横論之由、蒙裁判畢」と記されているように、大隅国正八幡宮公文所は社領領主に対する裁判権を有していた事が分かる。

また元久二年（一二〇五）一〇月 日付寺家公文所下文^⑲の冒頭に「寺家公文所下 正宮公文所可早任先御下知領掌、酒井道吉訴申神領溝部本村外田畠荒野等事」と記されていて、寺家（宇佐弥勒寺）公文所の所領相論に対する裁許を大隅国正八幡宮公文所に遵行する様に命じている。

同年月日付寺家公文所下文がもう一通存在する^⑳。この文書は「寺家公文所下 正宮公文所正宮公文所公神宮侍職事」についてであり、「大隅国正八幡宮神領宮侍」に対して「毎月三ヶ夜宿直

番役」を勤仕するとともに、園の面積や家数に応じて税を負担しなければならない事が命じられている。

以上大隅国正八幡宮公文所の役割をまとめると、(1)上部機関（宇佐弥勒寺等）の所職補任や所領相論に対する裁許、所役・課役等税負担催促等を遵行する事、(2)所務相論を行っている社領領主達に対して裁許を下す事である。こうした役割は社領支配の中核に関わる事である。一二世紀前期には、大隅国正八幡宮の社領は、大隅国正八幡宮公文所が支配していた。しかし鎌倉初期には、大隅国正八幡宮公文所の存在が史料から確認できるが、大隅国正八幡宮公文所の存在が希薄である。大隅国建久図田帳には、宮方御家人として「政所守平」が存在する^㉑。大隅国正八幡宮公文所は存在していたと思われるが、宮領に惣地頭が任命される等鎌倉幕府の支配が強く及んでくる中で、大隅国正八幡宮は新に公文所を設置して大隅国正八幡宮の社領支配の補強・再編を行ったと考えられる^㉒。

大隅国正八幡宮公文所が発給した下文は、鎌倉前期に三通残っている。この公文所下文の機能は、前述した事と同様である。ここでは三通の公文所下文から、公文所の構成者について考察していく。まず建仁三年（一二〇三）一〇月三日付大隅国正八幡宮公文所下文^㉓には、権執印散位息長・政所検校散位大藏・御供所検校散位息長・権政所散位息長が署判している。建仁四年（一二〇四）三月 日付大隅国正八幡宮公文所下文^㉔には、執印大法師・権執印散位息長・政所検校散位大藏・御供所検校散位息長・権政所散位息長が署判している。建永二年（一二〇七）五月一七日付大隅国正八幡宮公文所下文^㉕には、執印兼少別当大法師・権執印散位息長宿禰・御前検校大法師・政所検校散位大藏・御供所検校散位息長・田所検校僧・権政所散位息長が署判している。

以上三通の公文所下文署判者を検討すると、大隅国正八幡宮の社務を司っている執印や権執印が公文所構成員となっている事が分かる。また大隅国正八幡宮の中で社領支配や財政に関与していると考えられる政所検校や権政所検校、祭神への供物を準備する御供田を管理している御供所検校が常時公文所構成員になっている。執印・権執印に次ぐ地位である御前検校やその代官で社領の中の田を管理している田所検校も^㉖、建永二年五月一七日付大隅国正八幡宮公文所下文のみには署判している。僅か三通なので断定的な事は言えないが、署判者の増加は大隅国正八幡宮公文所の機能拡充を示している可能性があると思われる。

鎌倉時代に入り鎌倉幕府の支配が大隅国正八幡宮の社領に及んでくると、建部氏の姻族藤原（菱刈）氏のように幕府の威を借りて禰寝院南侯の領有権を主張し、建部氏や大隅国正八幡宮と長期間相論を継続させる領主も表れた^㉗。鎌倉初期には大隅国正八幡宮の社領には地頭が置かれたが、正八幡宮側は幕府と交渉し、正八幡宮の社領に置かれた全ての地頭を解任させる事に成功した^㉘。また承久年間の頃（一二一九年～一二二二年）には、帖佐郷地頭良西が大隅国正八幡宮の神王面を奪い取った^㉙。このように鎌倉時代に入ると、大隅国正八幡宮の社領支配は必ずしも円滑にはいかなくなってきた。大隅国正八幡宮が鎌倉初期に公文所を設置したのも、地頭等の社領侵犯を防ぎ社領支配体制を立て直すためであったと思われる。鎌倉初期における大隅国正八幡宮の社領支配改編がどの程度成功したのかは、今後の検討課題にしたい。

おわりに

本稿では、大隅国正八幡宮の社家機構が形成される過程を検討してみた。そして從来不十分であった大隅国正八幡宮の社家機構と支配機構が形成されていく過程について、平安中期～鎌倉前期に至る期間を分析した。その結果大隅国正八幡宮の前身である鹿児島神社は大隅国衙と密接な関係を持ち国衙の庇護を受けたと想定される事、鹿児島神社は神宮中心の簡素な社家機構を有していたと推測される事、一一世紀前期に国内外の政情不安から九州において八幡宮が広がり、鹿児島神社も八幡神を合祀して大隅国正八幡宮になり、仏教優位の神仏習合的色彩を帯びた事、大隅国正八幡宮は鎮護国家的性格を有し、大隅国衙と更に強く結びついた事、その結果大隅国正八幡宮は国衙から社領を寄進され経済基盤が強化され、一一世紀後期以降次第に社家機構が整備されていった事、一二世紀初期に大隅国内における島津荘域が拡大し、その反作用として国衙と結んだ大隅国正八幡宮の社領が拡大した事、当該期に社領支配機構として政所が成立した事、鎌倉初期幕府の支配が大隅国正八幡宮領にも及び、社領支配を再編する目的で執印を中心として正八幡宮上層部や社領支配に関わる所司・神官等が公文所を組織した事等を明らかにした。

但し大隅国正八幡宮の社家組織が中世後期にむけて変質していく過程の解明は、今後の課題として残った。大隅国正八幡宮における社家機構の全体像を明らかにする事を今後の検討課題として、擱筆したい。

- (1) 『鹿児島県史 第一巻』(鹿児島県、昭和一四年)，第三編国司時代、第七章社寺と社寺領の発達、伊藤邦彦「諸国一宮制の展開」(『歴史学研究』五〇〇、昭和五七年)，井上寛司「中世諸国一宮制と地域支配権力」(『日本史研究』三〇八、昭和六三年)，拙稿「諸国一宮制の成立と展開—大隅国正八幡宮の場合ー」(九州大学国史学研究室編『古代中世史論集』吉川弘文館、平成二年)，中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』(岩田書院、平成一二年)，諸国一宮の概要、大隅国項(日隈担当)，拙稿「大隅国における国一宮の形成過程に関する一考察」(『年報中世史研究』三一、平成一八年)等。猶本稿では、引用史料も含めて字体は新字体で統一する。
- (2) 大隅国建久図帳については、五味克夫「大隅国建久図帳小考—諸本の校合と田数の計算についてー」(『日本歴史』一四二、昭和三五年)を参照。
- (3) 『鹿児島県史 第一巻』、第三編国司時代、第七章社寺と社寺領の発達。
- (4) 『神道大系 神社編(七) 石清水』(神道大系編纂会、昭和六三年)、一三〇～一三二頁。
- (5) 中野幡能「八幡信仰史の研究(増補版)下巻」(吉川弘文館、昭和五〇年)，第二部神宮寺をめぐる八幡信仰の変遷、第三章弥勒寺領と末寺末宮、第四節九州五所の別宮。
- (6) 五味克夫「大隅国正八幡宮社家小考」(竹内理三博士古稀記念会編『続莊園制と武家社会』(吉川弘文館、昭和五三年))。
- (7) 五味克夫「大隅国正八幡宮社家小考補遺」(鹿児島中世史研究会報)三八、昭和五四年)，同「鹿児島神宮文書」(鹿児島県文化財調査報告書)三九、平成五年)。
- (8) 五味克夫「大隅國御家人酒井氏について」(御家人制研究会編『御家人制の研究』(吉川弘文館、昭和五六年))。
- (9) 五味克夫「大隅国正八幡宮関係文書拾遺」(鹿児島中世史研究会報)四三、昭和六一年)，同「鹿児島神宮文書」。
- (10) 三ツ石友三郎「桑幡文書(続)」(隼人町郷土史研究会誌)三、昭和三四年)，史料番号四六号。三ツ石友三郎・鹿児島県姶良郡隼人町編『合併三〇周年記念事業』隼人郷土誌(隼人町、昭和六〇年)，VI、参考資料編，

b、古文書、史料番号三二〇号。鹿児島県歴史資料センター黎明館編 鹿児島県史料 旧記録拾遺 家わけ一〇』(鹿児島県、平成一七年)，桑幡家文書、史料番号九一(一)号鹿児島神宮旧社家書上。猶前二者と後者との間には、字句の異同がある。

以後桑幡家文書は、鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記録拾遺 家わけ一〇』から引用し、注記も桑一九一(一)と略記する。

- (11) 野崎道雄「祭神と社家を通じてみた鹿児島神宮について」(『大隅』二三、昭和五六年)。
- (12) 『(合併三〇周年記念)隼人郷土誌』、I、原始・古代、第四章古代文化の成熟、六、神領禪寢院の変遷。
- (13) 拙稿「諸国一宮制の成立と展開—大隅国正八幡宮の場合ー」。
- (14) 福島金治「中世後期大隅正八幡宮社家の存在形態」(一宮研究会編『中世一宮制の歴史的展開 上:個別研究編』(岩田書院、平成一六年))。
- (15) 鹿児島県史 第一巻、第三編国司時代、第七章社寺と社寺領の発達、拙稿「諸国一宮制の成立と展開—大隅国正八幡宮の場合ー」、同「大隅国における国一宮の形成過程に関する一考察」。
- (16) 中村明蔵「八世紀の桜島噴火記事をめぐる諸問題」(『鹿児島女子短期大学紀要』二五、平成九年、平成一〇年に同『古代隼人社会の構造と展開』(岩田書院に再録)、小林敏男「南九州の村落」(『日本村落史講座』(二) 景観①(原始・古代・中世)雄山閣出版、平成二年)、中村明蔵「南部九州の古代信仰とその変容—火山祭祀の問題をめぐってー」(『鹿児島経済大学社会学部論集』一六一、平成九年、翌一〇年に同『古代隼人社会の構造と展開』に再録)、拙稿「大隅国における国一宮の形成過程に関する一考察」。
- (17) 黒柳勝美・国史大系編修会編『国史大系』(二六)延暦交替式・貞觀交替式・延喜交替式・弘仁式・延喜式(吉川弘文館、昭和四〇年)、延喜式、卷一〇、神祇一〇、神名下、日向国・大隅国・薩摩国頃。
- (18) 虎尾俊哉『日本歴史叢書』(八) 延喜式(吉川弘文館、昭和三九年)、三延喜式の編纂と施行。
- (19) 国立歴史民俗博物館研究報告(一〇)共同研究「古代の国府の研究」(国立歴史民俗博物館、昭和六一年)、国府研究の現状(その一)、大隅国頃、木下良「古辞書類による国府所在郡について」。『国立歴史民俗博物館研究報告』(二〇)共同研究「古代の国府の研究(続)」(国立歴史民俗博物館、平成元年)、国府研究の現状(その二)、大隅国府頃。『日本歴史地名大系』(四七)鹿児島県の地名(平凡社、平成一〇年)、大隅国桑原郡頃、姶良郡隼人町鹿児島神宮頃。国分市大隅国府跡頃。中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』、諸国一宮の概要、大隅国頃。
- (20) 『石清水八幡宮史 史料第四輯』(石清水八幡宮、昭和九年)、一四四頁。
- (21) 永山修一『小右記』に見える大隅・薩摩からの進物記事の周辺(『鹿児島中世史研究会報』五〇、平成七年)。
- (22) 拙稿「大隅国における国一宮の形成過程に関する一考察」。
- (23) 伊藤清郎「石清水八幡宮における紀氏門闇支配の形成について」(『歴史』四九、昭和五一年、平成一二年に同『中世日本の国家と寺社』高志書院、に再録)、中山重記「石清水八幡宮宇佐宮弥勒寺の本家となる」(『大分県地方史』九〇、昭和五三年、同六〇年に同『宇佐八幡宮の研究(一)』私家版に再録)、飯沼賢司「権門としての八幡宮寺の成立—宇佐弥勒寺と石清水八幡宮の関係ー」(十世紀研究会編『中世成立期の歴史像』東京堂出版、平成五年)、同『角川選書』(三六六)八幡神とはなにか(角川書店、平成一六年)、第四章八幡宇佐宮と八幡石清水宮の統合。
- (24) この時期の大隅国内における八幡別宮とは、後の大隅国正八幡宮の事を指すと考えられる。何故なら当該期大隅国内に、後の大隅国正八幡宮以外に大隅国内で核になるような八幡宮が存在していた事は史料上確認されないからである。故に大隅国内における八幡別宮は、後の大隅国正八幡宮の事であると解釈した。従って大隅国内における八幡別宮の存在は、即ち大隅国正八幡宮の成立を意味すると考えられる。
- (25) 飯沼賢司「八幡宮における二つの「比売神」成立の意義」(『大分県地方史』一四八・一四九、平成五年)。
- (26) 桑一一(四)、暦応二年(一三三九)一月一日付大隅国正八幡宮講衆・殿上等訴状写、「一、四季転読大般若経供料廿四口事」項。猶この史料は、香川大学教育学部教授田中健二氏に御教示を受けた。記して謝意を表したい。拙稿「諸国一宮制の成立と展開—大隅国正八幡宮の場合ー」、同「大隅国における国一宮の成立過程に関する一考察」。
- (27) 五味克夫「大隅国建久図帳小考—諸本の校合と田数の計算についてー」、『日本歴史地名大系』(四七)鹿児島県の地名、大隅国姶良郡隼人町桑西郷頃。中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』、諸国一宮の概要、大隅国頃。
- (28) 田中健二「大隅の国府について—国府中説の再検討ー」(『九州史学』七〇、昭和五五年)、中世諸国一宮制研

- 究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』、諸國一宮の概要、大隅国項。
- (29) 桑一一(五)、大隅(国) 正八幡宮神社次第、「四所別宮始良庄栗野院 荒田庄蒲生院」。この記載から、大隅国正八幡宮の別宮(末社)が大隅国始良庄(莊)・栗野院・蒲生院と薩摩国鹿兒島郡荒田庄(莊)に置かれた事が確認される。大隅国正八幡宮の別宮が置かれるという事は、別宮が置かれた地域が大隅国正八幡宮の社領化した事を意味している。四所別宮が置かれた地域について時期が特定可能な所は、始良庄(莊)である。始良庄の起源は長久年間(一〇四〇年～一〇四四年)である事が、桑一一(四)、暦応二年一月 日付大隅国正八幡宮謹衆・殿上等訴状写、「一、四季転読大般若經供料廿四口事」項に記載されている。但し長久年間における始良庄は、一円領ではなく免田であったと考えられる。
- また桑一一(五)、大隅(国) 正八幡宮神社次第には、四所別宮項に統いて「同其以後 鹿屋(院) 恒見若宮 吉田院善神王 加治木(郷) 若宮(・) 善神王 神寢院若宮」と記載され、四所別宮が置かれた地域に統いて大隅国鹿屋院恒見・吉田院・加治木郷・神寢院が大隅国正八幡宮の社領化した事が分かる。四所別宮に次いで社領化した地域の中で時期が明確なものは、神寢院である。神寢院は、一二世紀初期には大隅国正八幡宮の社領化している事が確認されている(五味克夫「大隅国正八幡宮社家小考」(竹内理三博士古稀記念会編『続莊園制と武家社会』吉川弘文館、昭和五三年)、拙稿「諸國一宮制の成立と展開－大隅国正八幡宮の場合－」、同「莊園公領制の形成過程に関する一考察－大隅国の場合－」(『熊本史学』六八・六九合併号、平成四年))猶拙稿では、大隅国内に島津荘域が一二世紀前期鳥羽院政期に拡大し、その反作用で大隅国正八幡宮の社領も拡大したと考えていた。しかし後述のように、小川弘和氏から大隅国内における島津荘域拡大の時期を一二世紀初期に遡及させて考える事を提言された。私は小川氏の指摘は妥当であると思い、一二世紀初めに大隅国内における島津荘域も一定程度形成されていたと考えるに至った。故に神寢院の事例から、四所別宮以降に社領化した地域の大隅国正八幡宮の社領化の時期は、一二世紀初期であると考えられる。故に四所別宮が置かれた地域の大隅国正八幡宮の社領化した時期は、一一世紀後期頃であると考えられる。
- 猶桑一一(五)、大隅(国) 正八幡宮神社次第の存在及び四所別宮項と「同其以後 鹿屋恒見若宮 吉田院善神王 加治木若宮(・) 善神王 神寢院若宮」の解釈の仕方については、香川大学教育学部教授田中健二氏に御教示を受けた。記して謝意を表したい。
- (30) 鹿児島県維新史料編さん所編『鹿児島県史料 旧記録前編(一)』(鹿児島県、昭和五四年)、史料番号一五号、以下雑前一(一五)と略記する。
- (31) 小園公雄「新田宮権執印氏について」(『史劍』七、昭和三九年)。
- (32) 拙稿「諸國一宮制の成立と展開－大隅国正八幡宮の場合－」。
- (33) 西岡虎之助「中古における宇佐神人の活動」(『史林』一三一(一)～(四)、昭和三年、同五七年に同『西岡虎之助著作集(一) 社会経済史の研究Ⅰ』三一書房ー、に再録)。
- (34) 飯沼賛司「權門としての八幡宮寺の成立－宇佐弥勒寺と石清水八幡宮の関係－」。
- (35) 拙稿「莊園公領制の形成過程に関する一考察－大隅国の場合－」、同「大隅国における国一宮の形成過程に関する一考察」。猶島津荘域拡大に対する反作用で大隅国正八幡宮の社領が拡大していく事については、香川大学教育学部教授田中健二氏に御教示を受けた。記して謝意を表したい。
- (36) 小川弘和「隠家領島津荘と〈辺境〉支配」(『熊本学園大学論集総合科学』一三一(二)、平成一九年)。
- (37) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記録拾遺 家わけ九』(鹿児島県、平成一四年)、鹿児島神宮文書、史料番号、一号。以下鹿一(一)と略記する。
- (38) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記録拾遺家わけ(一)』(鹿児島県、昭和六三年)、神寢文書、史料番号、六三九号。以下神一六三九と略記する。
- (39) 雜前一(一二五)。
- (40) 五味克夫「大隅国正八幡宮社家小考」。
- (41) 鹿一三。
- (42) 鹿一四、但し「寺社公文所」は「寺家公文所」の誤りである。寺家公文所については、田中健二「宇佐弥勒寺領における莊園制の関係(一)一本家について」(『九州史学』七五、昭和五七年)を参照。
- (43) 鹿一五。
- (44) 五味克夫「大隅国建久図田帳小考－諸本の校合と田数の計算について－」。
- (45) 五味克夫「大隅の御家人について(上)」(『日本歴史』一三〇、昭和三四年)、同「大隅国建久図田帳小考－諸本の校合と田数の計算について－」。
- (46) 神一二六八。
- (47) 雜前一(二一)。
- (48) 神一二七〇。
- (49) 五味克夫「大隅国正八幡宮社家小考」。
- (50) 神一六四五・六四四等、江平望「神寢文書建部清忠解状について」(同『鹿児島県中世史料考証』鹿児島中世史研究会、昭和五一年)等。
- (51) 五味克夫「大隅の御家人について(上)」。
- (52) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記録拾遺 家わけ一〇』(新田神社文書、史料番号七一号、宝治元年(一二四七)一〇月二五日付閑東下知状案、「一、神王面事」)。